

日本学生支援機構奨学金大学院奨学金の 長期履修学生の取扱いの変更について

平成22年度から日本学生支援機構大学院奨学金第二種奨学金(有利子)について、長期履修学生の貸与期間の変更に伴い、平成22年度から下記のとおり取扱うこととなりますので、該当者は御注意願います。

なお、第一種(無利子)奨学金については、従前どおり当該課程の修業年限が貸与期間となります。

記

- 1 平成22年度から長期履修学生の大学院第二種奨学金(有利子)の貸与期間については、当該課程の修業年限から入学時に申請した修了予定期が貸与可能な期間へ変更されます。
- 2 この変更に伴い、現在、第二種奨学金の貸与中の奨学生で修了予定期まで貸与延長を希望する場合には、平成22年度在学採用募集へ新たに申請する必要があります。
申込書類は、平成22年3月12日(金)から配付開始しますので、本部奨学チーム窓口または各研究科等の事務で入手し、申込受付期間内に書類を提出してください。

東京大学本部奨学チーム

平成22年3月10日